# 公益社団法人五條市シルバー人材センター安全就業基準

（目的）

第１条　この安全就業基準は、公益社団法人五條市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業できる事項を定めることを目的とする。

（会員の遵守義務）

第２条　会員は、就業しようとするときは、この基準を厳守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

（安全心得）

第３条　会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

(1)　作業は、安全第一を心がけ、急いだり慌てたりしないこと。
(2)　器具類は、使用する前に必ず点検すること。
(3)　服装・履物は、作業に合った動き易いものにすること。
(4)　作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
(5)　加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
(6)　作業現場では、常に整理整頓を心掛けること。
(7)　共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。
(8)　帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気を付けること。
(9)　仕事の前日は、充分睡眠をとるように心掛けること。
(10)　酒気を帯びての就業は、絶対に慎むこと。
(11)　健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。

（作業別安全就業基準）

第４条　会員は、植木剪定・塗装・清掃等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

（安全保護具）

第５条　会員は、作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット、帽子）を着用すること。また草刈りは必ず（ヘルメット・保護メガネ）、剪定に関しては必ず（ヘルメット・安全帯）を着用すること。

２　会員は、前項の他安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、作業別安全就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

（交通災害の防止）

第 6 条　会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。

特に、自転車やオートバイにあっては、充分注意し運転しなければならない。

（作業環境の確認）

第 7 条　会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

特に、草刈り・剪定作業に関しては作業前に現場の状況確認（危険場所はないか等）を行い、作業前ミーティング等を行うこと。

（標識の設置）

第 8 条　会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識（作業看板・三角コーン）を設置し、事故の防止に努めなければならない。

特に、草刈り作業に関しては、飛散防止ネット・ブルーシート・コンパネ等を設置し事故防止対策に努めること。

（器具類の使用）

第 9 条　会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

2　会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3　会員は、点検において、不良個所を発見した時は、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

（健康管理）

第 10 条　会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2　会員は、常に、疲労が蓄積しないように、休養を充分にとるように心掛けなければならない。

（報告義務）

第 11 条　会員は、仕事場との往復時や就業中に怪我をした時又は体に異常を感じた時は、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターへ連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。状況によっては直ちに救急車の要請をすること。

（その他）

第 12 条　会員は、この基準に定める以外に、センターより指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

（改　廃）

第 13 条　この基準の改廃は、理事会において決定し、理事長が定めるものとする。

附　則

この基準は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和２年６月１日から施行する。